

## 28 アルコール健康障害対策基本法の概要

酒類は国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであり、その伝統と文化は国民の生活に深く浸透しています。その一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となります。そして、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるだけでなく、その家族に深刻な影響を与えたり重大な社会問題を生じさせたりするおそれがあります。

このため、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、平成 26 年 6 月 1 日にアルコール健康障害対策基本法が施行されました。

同法においては、国等は国民の間に広くアルコール関連問題に関する关心と理解を深めるための事業の実施に努めるとともに、酒類の製造又は販売を行う事業者は、国等が実施するアルコール健康障害対策に協力することとされております。

また、同法第 12 条第 1 項に基づき策定された、アルコール健康障害対策推進基本計画（平成 28 年 5 月 31 日閣議決定）では、国は酒類業者に対し、20 歳未満の者への販売の禁止の周知徹底や指導を行うほか、酒類業界は、不適切な飲酒を誘引することのないよう、広告・宣伝に関する自主基準の見直しや表示・販売に関する自主的な取組を講ずることが盛り込まれております。

令和 6 年 2 月には、アルコール健康障害対策推進基本計画（第 2 期）（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）に基づき、厚生労働省が「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」を公表しました。

（注） アルコール健康障害とは、アルコール依存症その他の多量の飲酒、20 歳未満の者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害をいいます。

### アルコール関連問題啓発週間ポスター



同法においては、国民の間に広くアルコール関連問題に関する关心と理解を深めるため、毎年 11 月 10 日から 16 日までを「アルコール関連問題啓発週間」と定めています。

# アルコール健康障害対策基本法（概要）

（平成25年法律第109号） 平成26年6月1日施行

## 目的（第1条）

酒類が国民の生活中に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことに鑑み、基本理念を定め、及びアルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

## 定義（第2条、第5条）

### アルコール健康障害

アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊娠の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害

## 責務（第4条～第9条）

国・地方公共団体・国民・医師等の責務とともに、事業者の責務として、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮する努力義務

## アルコール健康障害対策推進基本計画（第12条、第14条）

- ・政府は、アルコール健康障害対策推進基本計画を策定しなければならない。少なくとも5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは、基本計画を変更しなければならない。変更しようとするときは、アルコール健康障害対策関係者会議の意見を聴いて、案を作成し、閣議決定。
- ・都道府県は、都道府県アルコール健康障害対策推進計画を策定するよう努めなければならない。

## 基本的施策（第15条～第24条）

教育の振興等／不適切な飲酒の誘引の防止／健康診断及び保健指導／医療の充実等／飲酒運転等をした者に対する指導等／相談支援等／社会復帰の支援／民間団体の活動に対する支援／人材の確保等／調査研究の推進等

出典：厚生労働省ホームページ

（※）令和4年4月1日以降、アルコール健康障害対策基本法第2条において「未成年者の飲酒」から「二十歳未満の者の飲酒」へ変更されております。